平成21年3月31日規則第11号

改正

平成24年3月27日規則第3号 平成28年2月26日規則第8号 令和3年10月13日規則第110号

行田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成21年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営者の基準の例外)

- 第2条 条例第3条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者等のために設置された墓地(以下「共同墓地」という。)を当該区域の地縁に基づいて形成された団体が永続的に経営しようとする場合
 - (2) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を引き継いで経営しようとする場合
 - (3) 災害の発生又は法律により土地を収用することができる事業(以下「公共事業」という。) の実施に伴い、共同墓地及び自己又は自己の親族のために設置された墓地を移設して経営しようとする場合

(墓地の設置場所の基準となる施設)

- 第3条 条例第4条第2号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第2条第1項の都市公園
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校
 - (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項の児童福祉施設
 - (4) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院及び診療所(患者を入院させる ための施設を有するものに限る。)
 - (5) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項の図書館
 - (6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館
 - (7) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条の公民館
 - (8) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3の老人福祉施設

- (9) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項の介護老人保健施設
- (10) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の事務所、同法第155条第1項に規定する 支庁、地方事務所、支所及び出張所並びに同法第244条第1項の公の施設

(墓地の施設の基準の例外)

- 第4条 条例第5条ただし書の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。
 - (1) 条例第5条各号(第1号を除く。)に掲げる基準に適合し、緑地帯のない既存の墓地に接し、又は緑地帯のない既存の墓地との一体性が認められる場所に墓地の区域を加える場合及び 災害の発生又は公共事業の実施により緑地帯のない既存の墓地を移転する場合であって、敷地 の境界に相応の高さの障壁又は生け垣等を設けるとき。
 - (2) 条例第5条各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合し、既存の墓地に接して墓地の区域を加えるとき。
 - (3) 条例第5条各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合し、既存の墓地に接して墓地の区域を加えるとき並びに災害の発生又は公共事業の実施により共同墓地及び自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転するとき。
 - (4) 条例第5条第1号から第4号までに掲げる基準に適合し、既存の墓地に接し、又は既存の墓地との一体性が認められる場所に墓地の区域を加えるとき並びに災害の発生又は公共事業の実施により共同墓地及び自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転するとき。

(緑地帯)

- 第5条 条例第5条第1号の規則で定める緑地帯は、次に掲げるものとする。
 - (1) 墓地の敷地面積が1,000平方メートル未満である場合にあっては、幅員1.5メートル以上の 緑地帯
 - (2) 墓地の敷地面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満である場合にあっては、 幅員2メートル以上の緑地帯
 - (3) 墓地の敷地面積が2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満である場合にあっては、 幅員3メートル以上の緑地帯
 - (4) 墓地の敷地面積が3,000平方メートル以上である場合にあっては、幅員4メートル以上の緑地帯

(緑地)

第6条 条例第5条第6号の規則で定める緑地は、墓地の区域の面積の20パーセント(緑地帯を含む。)以上の面積の緑地とする。

(駐車場)

第7条 条例第5条第7号の規則で定める駐車場は、周辺の路上駐車の防止等を考慮して適当と認められる駐車面積を確保した駐車場とする。

(変更許可の要件)

- 第8条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条第2項に 規定する許可を要する墓地の区域の変更とは、変更前の墓地の区域と新たに墓地となる区域が一 体性を有するものと認められる場合であって、変更前の墓地の区域の面積と変更により新たに墓 地となる区域の面積の合計が、変更前の墓地の面積の2倍未満のもの又は墓地の区域の一部を廃 止するものをいう。
- 2 法第10条第2項に規定する許可を要する納骨堂又は火葬場の施設の変更とは、既に許可を受けている納骨堂又は火葬場の施設の一部を一体性を失うことなく変更するものをいう。

(事前協議)

- 第9条 条例第9条第2項の規定により協議書を提出するときは、墓地等経営(変更)計画協議書 (様式第1号)によるものとする。
- 2 前項の協議書には、次に掲げる書類(変更許可に係る場合にあっては、次に掲げる書類のうち 市長が指定するもの)を添付するものとする。
 - (1) 墓地等の設置等の必要性を具体的に示す書類
 - (2) 墓地等の設置場所の選定理由書及び規模等の根拠を示す書類
 - (3) 墓地等の用地の造成等に関する計画書
 - (4) 計画者が条例第3条第1項第2号又は第3号に規定する法人(以下「法人」という。)である場合にあっては、当該法人の定款、寄附行為又は規則の写し及び登記事項証明書並びに墓地等の設置等に係る意思決定した旨を証する書類
 - (5) 墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理方法、利用方法等に関する経営計画書
 - (6) 資金計画書
 - (7) 市長が指定する年度の貸借対照表及び収支計算書
 - (8) 墓地使用契約書の案
 - (9) 墓地及び納骨堂にあっては周囲100メートル、火葬場にあっては周囲300メートル以内の区域の状況を明らかにした2,500分の1以上の縮尺の見取図
 - (10) 墓地等を設置する場所が明示された図面
 - (11) 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面、墳墓の区画図並びに管理事務所、駐車場、

便所、ごみ集積施設、給水設備、排水設備等の平面図及び配置図

- (12) 納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその附属施設の平面図、立面図及び配置図
- (13) 墓地等の敷地に係る土地の登記事項証明書、地積測量図及び公図の写し
- (14) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の協議書その他必要な書類の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

(標識の設置方法等)

- 第10条 条例第10条第1項の規定により標識を設置する場合は、墓地等設置計画のお知らせ(様式 第2号)によるものとし、条例第11条第1項に規定する説明会の開催の予定日の30日前の日から 条例第18条第2項の工事完了検査済証の交付を受ける日までの間、設置しなければならない。
- 2 条例第10条第2項の規定による届出は、標識設置届出書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。
 - (1) 標識を設置した場所が明示された図面
 - (2) 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真
- 3 標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないよう設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。
- 4 許可申請予定者は、第1項に規定する期間内に標識の記載内容に変更があったときは、遅滞なく、当該記載内容を書き換えなければならない。

(関係住民等)

- 第11条 条例第11条第1項に規定する規則で定める関係住民等は次のとおりとする。
 - (1) 墓地及び納骨堂にあっては、敷地の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び当該 区域に土地又は建物を所有する者
 - (2) 火葬場にあっては、敷地の境界から300メートル以内の区域に居住する者及び当該区域に土地又は建物を所有する者
 - (3) 市長が必要と認める個人又は団体
- 2 墓地等の変更許可については、市長が認める場合は、前項第1号及び第2号に規定する関係住 民等の範囲を、当該区域に居住する者及び当該墓地等の敷地に隣接する土地を所有する者とする ことができる。

(説明会の開催等)

第12条 条例第11条第1項の規定により説明会を開催する場合は、許可申請予定者は、説明会を開催する日の14日前までに、その旨を関係住民等に周知するものとする。

- 2 前項の説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 許可申請予定者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (2) 墓地等の名称及び所在地
 - (3) 墓地等の施設の概要
 - (4) 墓地等の維持管理の方法
 - (5) 工事着手予定日及び工事完了予定日
 - (6) 工事の方法及び安全対策の概要
 - (7) 条例第12条第1項の規定による意見の申出の方法及び期限
- 3 許可申請予定者は、計画の内容が500平方メートル未満の墓地の区域の拡張又は納骨堂若しくは 火葬場の施設の変更である場合であって市長が認めるときは、前項に掲げる事項を記載した書面 の配布をもって説明会に代えることができる。
- 4 条例第11条第2項の規定による報告は、墓地等計画説明会開催結果報告書(様式第4号)に、 次に掲げる書類を添付して行うものとする。
 - (1) 説明会で配布した資料又は前項の規定により配布した書面
 - (2) 関係住民等の名簿及び説明を受けた関係住民等の名簿
 - (3) 説明会の概要並びに関係住民等の意見及びその回答
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(協議内容の報告)

- 第13条 条例第12条第2項の規定による報告は、協議内容報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
 - (1) 協議において使用した資料
 - (2) 協議した関係住民等の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (3) 協議の結果合意した事項がある場合は、当該合意した内容を記載した書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(経営許可等の申請)

- 第14条 条例第14条第1項の規定により申請する場合は、墓地等経営(変更)許可申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
 - (1) 第9条第2項に掲げる書類(変更許可に係る場合にあっては、同項に掲げる書類のうち市 長が指定するもの)
 - (2) 申請者が地方公共団体である場合にあっては、墓地等の設置に係る議会の議決書の写し

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 条例第14条第3項の規定により申請する場合は、墓地等廃止許可申請書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
 - (1) 墓地又は納骨堂にあっては、改葬報告書
 - (2) 申請者が法人である場合にあっては、墓地等の廃止について意思決定をした旨を証する書類
 - (3) 申請者が地方公共団体である場合にあっては、墓地等の廃止に係る議会の議決書の写し
- 3 前2項に規定する申請書及び添付書類の提出部数は、それぞれ正本1通及び副本1通とする。 (許可等の通知)
- 第15条 条例第16条第1項の規定により通知する場合は、許可をしたときは墓地等経営(変更・廃止)許可通知書(様式第8号)により、許可をしないときは墓地等経営(変更・廃止)不許可通知書(様式第9号)により行うものとする。

(工事着手の届出)

- 第16条 条例第17条の規定による届出は、墓地等工事着手届(様式第10号)により行うものとする。 (工事完了の届出)
- 第17条 条例第18条第1項の規定による届出は、墓地等工事完了届(様式第11号)により行うものとする。

(工事完了検査済証)

第18条 条例第18条第2項の工事完了検査済証の様式は、墓地等工事完了検査済証(様式第12号) とする。

(みなし許可に係る届出)

第19条 条例第19条の規定による届出は、墓地(火葬場)みなし許可届出書(様式第13号)により 行うものとする。

(名称等の変更の届出)

- 第20条 条例第20条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 墓地等の名称
 - (2) 墓地等の所在地の表示
 - (3) 経営者の主たる事務所の所在地
 - (4) 経営者の名称及び代表者の氏名
 - (5) 墳墓の区画数(墓地の区域の変更を伴うものを除く。)

2 条例第20条の規定による届出は、墓地等の名称等の変更届出書(様式第14号)により行うものとする。

(氏名等の掲示)

第21条 条例第21条第1号の規定による掲示は、様式第15号により行うものとする。

(身分証明書)

第22条 条例第22条第2項の証明書は、身分証明書(様式第16号)とする。

(公表)

- 第23条 条例第24条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 勧告に従わなかった法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (2) 勧告の内容
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の公表は、行田市公告式条例(昭和25年条例第22号)に規定する掲示場への掲示その他市 長が適当と認める方法で行うものとする。

(管理者の届出)

第24条 法第12条の規定による届出は、墓地等管理者設置(変更)届(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月26日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月13日規則第110号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみな

す。

3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

様式第1号(第9条関係)

(表)

墓地等経営(変更)計画協議書

年 月 日

行田市長

申請者 主たる事務所の 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話 番 号

行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり関係 書類を添えて協議します。

墓地等の名称						
墓地等の所在地						
協議の区分	経営許可		٠		変更許可	
標識の設置予定日		年	月	甘		
説明会開催予定日		年	月	甘		
申請予定日		年	月	日		
工事着手予定日		年	月	甘		
工事完了予定日		年	月	日		

事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)

	敷地面積				m z		
	敖地山植				m -		
新	建築面積	納骨堂		火葬場		管理棟	
一段	左水區16		W Z		W Z		W Z
☆		納骨堂		火葬場		管理棟	
変	延べ床面積		m z		m z		m z
更	階 数		地上	L	注下	 階	
に	PH #X	G X **	7677	PE / PU		YE	
ぷ		区 画 数			区画		
施	- - 墓 地	駐車台数			台		
段	_ ~	緑地率		%(緑地面積	/敷地面	i積×100)	
新設又は変更に係る施設の概要		土葬の有無		有	•	無	
要		壇 数			•		
	納骨堂	駐車台数			台		
既	敷 地 面 積	94 + H 87			m²		
既存	放起 田 19	U.T. (R. 246		.r. ## rB	IIL		
の 施 設	建築面積	納骨堂		火葬場	-	管理棟	
万也	1	1	m z		m 2		m 2
<u></u> ≣⊕							
設の	研え皮面積	納骨堂		火葬場		管理棟	
設の概	延べ床面積	 納骨堂	m z	火葬場	m 2	管理棟	m 2
設の概要の	延べ床面積 階 数	納骨堂			m ^z 注下	管理棟 階	m Z
設の概要(変更			m ²		下		m 2
設の概要(変更の	階数	区画数	m ²		i下 区画		m ²
設の概要(変更の場)		区 画 数 駐 車 台 数	m² 地上	階/地	2下 区画 台	階	MΣ
設の概要(変更の場合の	階数	区 画 数 駐 車 台 数 禄 地 率	m² 地上	階/地	注下 区画 台 /敷地面	階 「積×100)	M Z
設の概要(変更の場合のみ	階数	区 画 数 駐 車 台 数 緑 地 率 土葬の有無	m² 地上	階/地 %(緑地面積 有	2下 区画 台	階 「積×100) 無	MΣ
設の概要(変更の場合のみ記	階 数	区 画 数 駐 車 台 数 禄 地 率	m² 地上	階/地	注下 区画 台 /敷地面	階 「積×100)	m Z
設の概要(変更の場合のみ記入)	階数	区 画 数 駐 車 台 数 緑 地 率 土葬の有無	m² 地上	階/地 %(緑地面積 有	さ下 区画 台 /敷地面 ・	階 「積×100) 無	m Z

添付書類

- 1 墓地等の設置等の必要性を具体的に示す書類
- 2 墓地等の設置場所の選定理由書及び規模等の根拠を示す書類
- 3 墓地等の用地の造成等に関する計画書
- 4 計画者が行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条第1項第2号又は第3号 に規定する法人である場合にあっては、当該法人の定款、寄附行為又は規則の写し及 び登記事項証明書並びに墓地等の設置等に係る意思決定した旨を証する書類
- 5 墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理方法、利用方法等に関する経営計画 書
- 6 資金計画書
- 7 市長が指定する年度の貸借対照表及び収支計算書
- 8 墓地使用契約書の案
- 9 墓地及び納骨堂にあっては周囲100メートル、火葬場にあっては周囲300メートル以内の区域の状況を明らかにした2,500分の1以上の縮尺の見取図
- 10 墓地等を設置する場所が明示された図面
- 1 1 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面、墳墓の区画図並びに管理事務所、 駐車場、便所、ごみ集積施設、給水設備、排水設備等の平面図及び配置図
- 12 納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその附属施設の平面図、立面図及び配置 図
- 13 墓地等の敷地に係る土地の登記事項証明書、地積測量図及び公図の写し
- 14 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第10条関係)

禄式第2号 (第10条	₹
	墓 地 等 設 置 計 画 の お 知 ら せ
計画の名称	
所 在 地	行田市
種 類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場
	敷地面積 m²
	建築面積 m²
	延べ床面積 m ²
	階 数 地上 階/地下 階
	区 画 数 区画
施設等の概要	駐車台数 台
	基 地 <u>% (% 1/1) 不</u>
	(緑地面積/ 敷地面積×100)
	□ 墓地形態 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	抽
	11.7 11.7
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
計 画 者	
計画者の住所	
及び連絡先	電話番号
工事施工業者	
工事施工業者の	一种
住所及び連絡先	電話番号
標識設置日	年 月 日

この標識は、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条第1項の規定により 設置したものです。

備考

- 1 大きさは、縦100センチメートル以上、横70センチメートル以上とする。
- 2 材質は、耐久性のあるものとする。
- 3 変更の場合にあっては、変更に係る内容を記入すること。

標識設置届出書

年 月 日

行田市長

申請者 主たる事務所の 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話 番 号

墓地等の経営等の計画に係る標識を設置したので、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 標識設置日
- 2 墓地等の名称
- 3 墓地等の所在地

添付書類

- 1 標識を設置した場所が明示された図面
- 2 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真

墓地等計画説明会開催結果報告書

年 月 日

行田市長

申請者 主たる事務所の 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話 番 号

説明会を開催したので、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第11条第2項の規 定により、次のとおり報告します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 説明会の開催日及び場所

添付書類

- 1 説明会で配布した資料
- 2 関係住民等の名簿及び説明を受けた関係住民等の名簿
- 3 説明会の概要並びに関係住民等の意見及びその回答
- 4 その他市長が必要と認める書類

協議内容報告書

年 月 日

行田市長

申請者 主たる事務所の 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話 番 号

関係住民等から申し出のあった意見について協議したので、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり報告します。

墓地等の名称	
協議した日時 及 び 場 所	
協議の内容	
協議の結果	

(表)

墓地等経営(変更)許可申請書

年 月 日

行田市長

申請者 主たる事務所の 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話 番 号

墓地等の経営(変更)に係る許可を受けたいので、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

墓	地	等		<u></u>	名	称				
墓	地	等	Ø	所	在	地				
H	事	着	手	予	定	甘	勻	É	月	日
エ	事	完	了	予	定	甘	勻	É	月	日
市	長と	協員	議を	行	った	目	年	Ē	月	目
説	明	会	:	荆	催	日	勻	Ė	月	目
関係	系住民	等と	協調	養を	行った	ŧĦ	勻	Ė	月	目

事務処理欄 (この欄は、記入しないでください。)

	敷地面積				W Z		
新	7.51 405 TE	納骨堂		火葬場		管理棟	
設	建築面積		m z		m z		m 2
人		納骨堂		火葬場			
変	延べ床面積		m z	7 (7)	m z		m 2
新設又は変更に係る施設の概要	階 数		地上	· 階 /		 階	
係		区 画 数					
3		駐車台数			台		
陋	墓 地						
段		緑 地 率		%(緑地面	積/敷地面	ī積×100)	
概		土葬の有無		有	•	無	
要	納骨堂	壇 数		增	•	体	
	納骨堂	駐車台数			台		
既	敷地面積				m z		
存の		納骨堂		火葬場		管理棟	
施	建築面積		m z	7 (34 03	m z	M	m 2
段		納骨堂		 火葬場			
概	延べ床面積	m	m z	7777-20	m 2		m 2
要	階 数		地上	L 階 /		 階	
変	r=	G X ¥6	76.11	r=/		r p	
更		区 画 数			区画		
(D)	 墓 地	駐車台数			台		
一合	一座 地	緑 地 率		%(緑地面	積/敷地面	i積×100)	
9		土葬の有無		有	•	無	
対記	0.E .G. 244	壇 数		壇	•	体	
既存の施設の概要 (変更の場合のみ記入)	納骨堂	駐車台数			台		

添付書類

- 1 行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条第2項に掲げる書類(変更許可に 係る場合にあっては、同項に掲げる書類のうち市長が指定するもの)
- 2 申請者が地方公共団体である場合にあっては、墓地等の設置に係る議会の議決書の 写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

行田市長

申請者 主たる事務所の 在 地 所 名 称 代表者氏名 電 話 番 异

墓地等を廃止したいので、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条第3項の 規定により、次のとおり申請します。

墓	地	等	Ę (၈	名	称						
墓	地	等	Ø	所	在	地						
廃	ц	Ė.	予	ţ	췯	日		年	月	日		
Ħ	事	着	手	予	定	甘		年	月	日		
H	事	完	了	予	定	目		年	月	日		
# 3	欠 かけ ±8	B ### /	(> m	世間)中	==	1 1 ·	わいってノゼラン・					

事務処理懶(この懶は、記入しないでください。)

添付書類

- 1 墓地又は納骨堂にあっては、改葬報告書
- 2 申請者が法人である場合にあっては、墓地等の廃止について意思決定をした旨を証 する書類
- 3 申請者が地方公共団体である場合にあっては、墓地等の廃止に係る議会の議決書の 写し

様式第8号(第15条関係)

墓地等経営(変更・廃止)許可通知書

第 号 年 月 日

樣

行田市長

即

年 月 日付けで申請のあった墓地等の経営(変更・廃止)については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第 項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 許可番号
- 2 墓地等の名称
- 3 墓地等の所在地
- 4 許可条件

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、行田市を被告として(訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第15条関係)

墓地等経営(変更・廃止)不許可通知書

第 号年 月 日

樣

行田市長

티

年 月 日付けで申請のあった墓地等の経営(変更・廃止)については、次の理由により許可できませんので、通知します。

不許可の理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があっ たことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算 して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、行田市を被告として(訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

墓地等工事着手届

年 月 日

行田市長

申請者 主たる事務所の 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話 番 号

墓地等の設置等に係る工事に着手するので、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例 第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 日	年	月	日
許 可 番 号	第		号
墓地等の名称			
墓地等の所在地			
工事着手予定日	年	月	日
工事完了予定日	年	月	日
工事施工業者の 住 所 及び 名称			

墓地等工事完了届

年 月 日

行田市長

申請者 主たる事務所の 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話 番 号

墓地等の設置等に係る工事が完了したので、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例 第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

									_
許		町		日	年	月	目		
許	町		番	ᅲ	第		뮥		
墓	地等	∮ σ.)名	称					
墓	地 等	Ø	所 在	볺					
エ	事	完	了	日	年	月	目		

墓地等工事完了検査済証

 第
 号

 年
 月

 日

樣

行田市長 印

年 月 日付けで完了届があった墓地等の工事については、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第18条第1項の規定による検査の結果、当該許可の内容に適合していることを証します。

1 許可日 年 月 日

2 許可番号 第 号

3 墓地等の名称

4 墓地等の所在地

5 工事検査日 年 月 日

墓地(火葬場)みなし許可届出書

年 月 日

行田市長

申請者 主たる事務所の 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話 番 号

次のとおり墓地(火葬場)の新設(変更・廃止)の許可を受けたとみなされるので、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第19条の規定により届け出ます。

事	業		の	名		称							
墓	地又	は	名			称							
火	葬	場	所	在	:	地							
墓		地	敷	地	面	積	m z		地目			区画数	区画
火	葬	場	敷	地	面	積			W Z	Ţ;	地 目		
^	34	-200	延	ベ床	面	積			m z	Τ.	火葬炉数		炉
事	務処	浬欄	(こ	の機	制は	, Ī	己入しない	で	くださ	۷,°)		

墓地等の名称等の変更届出書

年 月 日

行田市長

申請者 主たる事務所の 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話 番 号

墓地等の名称等の変更があったので、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更日 年 月 日

様式第15号 (第21条関係)

墓	地	等	Ø	名	称				
経				うって 者氏:					
営				うって) 所在:					
者	連		絡		先				
許	町	4	¥	月	日	年	月	目	
許	Ē	ij	番	ŕ	뮺	第		뮹	

この掲示板は、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第21条第1号の規定により設置したものです。

備考

- 1 大きさは、縦40センチメートル、横60センチメートル程度とする。
- 2 材質は、耐久性のあるものとする。

(表)

第 号

身分証明書

所 職 名 氏

生年月日 年 月 日

上記の者は、行田市墓地等の経営の許可等に関する条例第22条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

 有効期間
 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

 年
 月
 日発行

行田市長

印

ル

──1 0センチメートル──

(裏)

行田市墓地等の経営の許可等に関する条例(抄)

(立入検査)

- 第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に 墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検 査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

墓地等管理者設置(変更)届

年 月 日

行田市長

所 在 地 名 称 届出者 代表者氏名 電話 番 号

墓地、埋葬等に関する法律第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

墓 地 等	の名	称				
墓地等(の所在	地	行田市			
	本	籍				
管理者	住	所				
	氏	名				
設置・	恋 雷	ь	设置	年	月	日
			変更	年	月	Ħ
事務処理	欄(この	ひ欄	は、記入しないでください。)			